

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（621））

2. 日 時：平成30年1月25日 10時00分～11時50分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員、
土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 火災防護対策グループ 課長 他3名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第41条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<常設代替高圧電源装置置き場の非常用ディーゼル発電機用燃料移送配管の系統分離>

- 非常用ディーゼル発電機用燃料移送配管の系統構成について、タイラインを含め、図中に整理して提示すること。
- 常設代替高圧電源装置置き場の火災防護方針について、移送配管が通る階段室を含め整理して提示すること。
- 常設代替高圧電源装置置き場の火災感知器及び消火設備の区画別設置状況のリストについて、移送配管が通る階段室を含め整理して提示すること。
- 燃料移送配管が通る階段室で火災発生した場合の対応及びハロン自動消火設備の設置の妥当性について、整理して提示すること。
- MCR(中央制御室)の換気空調系の2系統及びSGTS(原子炉建屋ガス処理系)の2系統が同じ火災区分となっているが、系統分離の方針を踏まえその妥当性について、整理し提示すること。

<屋外の重大事故等対処施設を設置する区域、区画図>

- 屋外重大事故等対処施設の図において、対象施設を明確に整理して提示すること。

<重大事故等対処設備と設計基準事故対処設備の安全機能の考慮>

- 第43条第2項第三号に係る基準要求に対して、設計方針を整理して提示すること。(基準適合の考え方を再度整理すること。)

(2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（軽油移送配管の系統分離）